

## 出羽山北清原氏の系譜

——吉彦氏の系譜も含めて——

野 中 哲 照

### 一 はじめに

前九年合戦で安倍氏が滅びるまでは、陸奥国側の奥六郡に安倍氏、出羽国側の山北<sup>やまきた</sup>三郡に清原氏がそれぞれ勢力を張っていた。そして、安倍氏の滅亡後、清原氏が奥六郡、山北三郡の両方を統括し、後三年合戦で清原氏が滅びたあとはその権限を藤原清衡（平泉藤原氏）が継承したものと考えられている。こうしてみると清原氏は、たんに安倍氏↓清原氏↓平泉藤原氏という流れの中でのつなぎ役に留まるものではなく、奥六郡・山北三郡を合わせた広域行政区の初めての首領として、平泉政権ともいべき地歩を固めたものといえる。清原氏の最盛期は、前九年合戦終結の康平五年（一〇六二）から後三年合戦で武衡一家が滅亡する寛治元年（一〇八七）の二十五年間ということになる。あの平泉藤原氏の政権でさえ約百年間であることを思うと、この二十五年間はけっして小さくない。

ところが、歴史上それほど重要であるにもかかわらず、清原氏の

出自や前九年以前の勢力形成については、ほとんど何もわかっていない。史資料の残存状況の悪い時代なのである。ただ『陸奥話記』によって、「出羽山北の俘囚の主」という位置にあったこと、「万余人の兵」を率いるほどの勢力を誇っていたことなどが知られる程度である。歴史上の間隙ともいべきその部分が、清原氏や吉彦氏の系図の出現によって埋められる可能性がある。それが、本稿の趣旨である。

すでに平成七年（一九九五）に雄松堂出版からマイクロフィルムとして公開されていた系図についての指摘が本稿の中心で、それに先立って宝賀寿男（一九八六）によって紹介されてもいた史料なので、今さら、出現、とか、発見、などと称することははばかられないので、本文批判をほどこしたうえで、その意義について指摘することにした。これらの系図の傍注にはきわめて有益な情報が含ま

キーワード：清原武則、清原令望、吉彦秀武、吉弥侯部氏、丸山可澄

れており、十〜十一世紀に安倍氏や清原氏がどのように勢力を形成してきたかという課題の解決に大きな推進力を与えるものである。

## 二 清原氏系図の全体像

活字化され一般に閲覽されている清原氏〔清家せきけ〕を含む〕の系図は、「尊卑分脈」に一本、「群書類従 正編」に一本、「統群書類従」に七本、「系図綜覧」に二本の合計十一本ある。一覽すると、次のとおりになる（「統群書類従」所収系図には第一〜七号の通し番号を付けた）。どの系図にもたいいてい「清原」の名称が付いていて紛らわしいので、下部に算用数字の番号を付けた。本稿では一貫してこの数字で表記することにする。

【尊卑分脈】	清原略系図……………	1
【群書類従 正編】	清原氏系図……………	2
【統群書類従】	第一号 清原系図……………	3
	第二号 清原系図別本……………	4
	第三号 清原系図庶子近澄流……………	5
	第四号 清原系図……………	6
	○第五号 清原系図……………	7
	○第六号 清原系図……………	8

第七号 豊後清原系図…………… 9

### 【系図綜覧】

清家系図荒川岩城…………… 10

小島系図…………… 11

このうち、出羽山北の清原武則周辺が記載されているのが、「統群書類従」の第五号、第六号である（○印）。これらは日常的に研究者の目に触れているもので、珍しいものではない。「統群書類従」第七号はその名の通り豊後に土着してゆく清原氏の系図である。それ以外は都で外記の官職にいたり、室町後期に天皇の侍読を務めたりする学者の系統の清原氏の系図である。これ以外の活字化された大系図、たとえば「寛永諸家系図伝」「寛政重修諸家譜」「断家譜」などには意外なほど清原氏を名乗る系図は存在しない（寛永諸家系図伝に「清原姓 西沢」系図があるが近世初期の人物を記すもので、こゝでいう清原氏系図ではない）。

次に、雄松堂出版（現、雄松堂書店出版部）から平成七年（一九九五）に刊行された「マイクロフィルム版 諸家系図史料集」に収められている清原氏関係の系図がある。この史料集には丸山可澄編「諸家系図纂」（内閣文庫蔵）、松下重長編「改選諸家系譜」（国会図書館蔵）、鈴木真年編「百家系図」（静嘉堂文庫蔵）、中田愷信編「諸家系譜」（国会図書館蔵）の四大系図が収められていて、このうち、「諸家系図纂」に一一本（巻二に七本、巻二七ノ中に五本）、「諸家系譜」に一一本（巻一四に八本、巻二一ノ一に二本、巻三二に二本）の清原氏関係系図が収められている（これにも適宜、通し番号を付けた）。なお、「諸家系図纂」

については、内閣文庫本（雄松堂版）と国会図書館本があり、冊数もマイクロフィルムの本数も異なるが、ここでは前者に拠って示す。

【諸家系図纂】巻二一

〔諸家系図纂〕マイクロフィルム全六リールのうちの第五リール

- 第一号 清家系図……………12
- 第二号 清家庶子近澄流……………13
- 第三号 清原系図……………14
- 第四号 清原系図……………15
- △第五号 清家系図……………16  
〔元川・好城・小島・岩崎・前川・本・西山・中西・松岡・徳田〕
- △第六号 〔中西系図〕……………17
- 第七号 清原系図……………18

【諸家系図纂】巻二七ノ中

〔諸家系図纂〕マイクロフィルム全六リールのうちの第六リール

- 第一号 清家系図……………19
- 第二号 清原庶子近澄流……………20
- 第三号 清家庶子近澄流脱系之分今補之……………21
- 第四号 清原系図……………22
- 第五号 清原系図……………23

【諸系譜】巻一四

〔諸系譜〕マイクロフィルム全六リールのうちの第三リール

- 第一号 清原氏系図……………24
- ◇第二号 清原氏系図……………25

【諸系譜】巻二一ノ一

〔諸系譜〕マイクロフィルム全六リールのうちの第四リール

清原家所蔵清原氏系図……………32

【諸系譜】巻三二

〔諸系譜〕マイクロフィルム全六リールのうちの第六リール

- ◇第一号 清原氏光頼流系図（大鳥山）……………33
- ◇第二号 清原氏武則流系図（荒川）……………34

以上のように、活字で一一本、マイクロフィルムで二三本、計三四本の清原氏関係系図がある（これ以外に、幕末に集成された「系図纂要」が名著出版から刊行されていて（一九七四）、その「号外五」に清原氏系図が収載されているが、それは右の諸系図を総合的に集めたものなので、ここには入れない。また、「諸家系図纂」巻二一には清原系の笠氏系図や石嶋系図が収められているが、ここでいう清原系図ではないので除外した）。このうち、「統群書類従」第一号（3）と「諸家系図纂」巻二七ノ中・第一号（19）、「統群書類従」第二号（4）と「諸家系図纂」巻二一・第一号（12）、「統群書類従」第三号（5）と「諸家系図纂」巻二一・第二号（13）、「統群書類従」第四号（6）と「諸家系図纂」

巻二・第三号(14)のように同一の系図であるとか、同一とまでいかないものの異本関係にあるようなものもあり、この三四本の清原氏系図はもう少し整理できそうである(第三節)。

また一方で、活字やマイクロフィルムになっていない系図類も多く(横山勝行(一九九五)、清原氏関係系図がさらに発見される可能性もある。ただし、右の状況から見て、未刊の清原関係系図もおそらく右の三四本のいずれかに重なるものと考えてよいと思われる。

以下の論述の手順について述べる。次の第三節で、一般的な清原氏系図(外記系を含めた)の問題点を指摘する。全三四系図を等価に扱って混雑するので、丹波小島氏へとつながる系図(△印)は除外すべきことも、そこで述べる。この第三節は、外堀を埋めるような作業である。第四節で、これまで一般に出羽山北清原氏の系図と考えられていたもの(○印)の共通点やその性格について述べる。この節は通説を再確認する意味をもち、内堀を埋めるような作業である。第五節が本稿の本丸部分で、『諸系譜』巻一四・第三号の清原系図(26)および同第四号の吉弥侯部氏系図(27)が史料として信頼できる系図であることを指摘する。これこそが、出羽山北清原氏・吉彦氏の真正の系図とみられる。第六節で、それ以外の出羽山北清原氏に関する三系図(◇印)について述べる。それらは多分に後世の伝承を取り込んだものとみられるが、これまで知られていた活字本の清原氏系図とは異質の情報を含んでいるので紹介する。

本稿で紹介する系図の取り扱いは、三区分である。最重要の◎印を付けた二系図、および資料紹介する意義のある◇印を付けた三系

図については、本稿の巻末に影印版を掲載し、合わせて翻刻した。次に、○印を付けた出羽山北清原氏系図や△印を付けた小島氏関係系図については、第三節・第四節の論述の中で系図を掲出する(影印版なし)。それ以外の無印の系図については、第三節で概説的に述べるのみに留める。

### 三 清原氏系図の基本的な問題点

一般に、系図とは自家のアイデンティティを確認し、自らや一族に誇りと自覚をもつために作成するものである(例外的に、供養系図も存在する。後述)。ということは、樹形図のように広がる系図の末端に着目すれば、どの家がこの系図を保存・伝承してきたのだろうということが容易に察せられる。そして、系図の信憑性は、各人物に添えられた傍注、世代間隔(通常一世代を二〇〜三〇年程度で計算する)、貴種化の有無などによって吟味することができる。多くの場合、自らの祖先を天皇や貴顕に強引に結びつけようとする傾向が強く、そのために破綻も見えやすいのである。

さて、清原氏の本流は、言うまでもなく都で外記の官職を務めた家柄である。天武天皇を祖と仰ぐ系図が多いが、それらは夏野―海雄―房則を直系で結ぶものと、夏野と房則を別系とするものに分けられる。これらとは別に吉柯(よしか)を中興の祖とし、それを強引に貴種に結び付けようとせず、古代の清原系図と系統線で繋がらずに併記する一群がある。おそらくそれが古態だろう。宝賀寿男(一九八六)は、

「系図假冒の実例」において、さらに古態の清原氏系図が「百家系図」巻一七にあることを指摘している（ここでは、清原氏本流のルーツを探ることが目的ではないので、その方面への深入りを避ける）。

三四本の清原氏系図は、六類に分けることができる。分類のポイントは、平安中期の広澄の父を、吉柯とするか（第一類）、業恒とするか（第二類）である。広澄を載せない系図もあるがそれらは業恒の弟深養父以降を記すので、第二類の派生形とみてよい。音博士の流れ、出羽山北清原氏、豊後清原氏など都の庶流や地方の清原氏が、深養父に祖を求める傾向が強い。ゆえに、巨視的に見れば第二類の派生形ではあるが、一応、深養父系として第三類とする。また広澄の父が業恒である点だけに着目すると第二類に入りそうだが、よく見ると深養父系の流れも取り込んだ増補系の大系図もあり、これは第二類と第三類とを合成したものとして、第四類とする。また別の派生形で、武則を祖とする丹波小島氏とその庶流系図の一群があるので、これをまとめて第五類とする。そして、上記のいずれにも属さない特殊な系図を第六類とした。

【第一類】吉柯系

【尊卑分脈】清原略系図……………	1
【統群書類従】第三号 清原系図庶子近澄流……………	5
【統群書類従】第四号 清原系図……………	6
【諸家系図纂】巻二一・第二号 清家庶子近澄流……………	13
【諸家系図纂】巻二一・第三号 清原系図……………	14

【諸家系図纂】巻二七ノ中・第二号 清原庶子近澄流……………	20
【諸家系図纂】巻二七ノ中・第三号 清家庶子近澄流……………	21
脱系之分今補之……………	21

【第二類】業恒系

【群書類従 正編】清原氏系図……………	2
【統群書類従】第一号 清原系図……………	3
【統群書類従】第二号 清原系図別本……………	4
【諸家系図纂】巻二一・第一号 清家系図……………	12
【諸家系図纂】巻二七ノ中・第一号 清家系図……………	19

【第三類】深養父系

○【統群書類従】第六号 清原系図……………	8
○【統群書類従】第七号 豊後清原系図……………	9
○【諸家系図纂】巻二一・第七号 清原系図……………	18
○【諸系譜】巻一四・第一号 清原氏系図……………	24

【第四類】広本系

○【統群書類従】第五号 清原系図……………	7
○【諸家系図纂】巻二一・第四号 清原系図……………	15
○【諸家系図纂】巻二七ノ中・第五号 清原系図……………	23
【第五類】丹波小島氏とその庶流……………	23
【系図綜覧】清家系図荒川岩城……………	10
【系図綜覧】小島系図……………	11

△【諸家系図纂】巻二一・第五号 清家系図……………	16
---------------------------	----

（荒川・岩城・小島・岩城・前川・大坪・西山・中西・松岡・柳田）

△【諸家系図纂】巻二・第六号 (中西系図)……………	17
△【諸系譜】巻一四・第六号 小島氏系図……………	29
△【諸系譜】巻一四・第七号 小島氏系図……………	30
△【諸系譜】巻一四・第八号 松岡氏系図……………	31
【第六類】その他	
◇【諸系譜】巻一四・第二号 清原氏系図……………	25
◎【諸系譜】巻一四・第三号 清原氏系図……………	26
◎【諸系譜】巻一四・第四号 吉弥侯部氏系図……………	27
【諸系譜】巻一四・第五号 斑目氏系図……………	28
【諸系譜】巻二一ノ一 清原家所蔵清原氏系図……………	32
◇【諸系譜】巻三二・第一号 清原氏光頼流系図(大鳥山)……………	33
◇【諸系譜】巻三二・第二号 清原氏武則流系図(荒川)……………	34

先の三四本の一覧に付した番号をこちらにも転載した。丹波小島氏の系図に付した△印は、当然第五類にまとまっている。出羽山北清原氏の登場する○印の系図は、第三類・第四類である。そして、本稿でもっとも注目している◎印や◇印の系図は、第六類に集中している。すなわちこれは、京師の正統の清原氏系図を吟味する際にはあまり意味をなさない「その他」の系図の中に、出羽山北清原氏や吉彦氏の素性を明らかにしうる史料が混じっていたということである。

ちなみに、第六類の中で印を付けていない系図が二つある。「諸系譜」巻一四・第五号(28)は「斑目氏系図」の目録題をもち、「陸奥話記」の斑目四郎(吉美侯武忠)との関係を想像させるが、実際

には「太平記」に出る結城親光の従者である斑目越後守以降のわずか三代の系図であり、ここで参考にしうるようなものではない。「斑目」は正確に翻刻すれば「斑目」だが一種の異体字の扱いとし、論稿の中では「斑目」と表記する)。また、「諸系譜」巻二一ノ一(32)は「清原家所蔵清原氏系図」の目録題をもち、「下大野村清原敏三郎所蔵清原氏系図」の内題をもっているが、天正五年三月に七十三歳で没した清原乗真なる人物の事績を中心に記したものである。その乗真を「清原清宗十六代孫」と位置づけ、清宗は清原真衡の子であるとす。ただし、真衡の父を清衡としたり、傍注の年号がことごとく合わなかったりするなど、荒唐無稽な系図である。

\* \* \*

各類の要点について簡単に述べておく。

第一類の吉柯系に属する七系図は、いずれも広澄の父を小野吉柯とする。「尊卑分脈」は第一類と第二類との整合をはかつており、吉柯の右に業恒の名も挙げている。そのうえで、「広澄は業恒の実子なり。儒業の稟承の者たるにおいて吉柯の後と為るか。仍つて、本系の所載においては兩人を載するなり。或る記に云はく、敏達天皇五代の孫、征夷大將軍陸奥守小野永見の子、出羽守滝雄の次男なりと云々」とある。この説明によれば、広澄は血統としては清原業恒の子だが、学問的には小野吉柯の弟子であったのでその養子に入ったことになる。しかしこうして清原氏系図としてまとめた

ころをみると、再び清原姓に復したということになる。もしそうだとすれば、吉柯系（第一類）、業恒系（第二類）と分ける必要はなさそうだが、そうではない。第一類は天武天皇から下ってくる系統と吉柯との関係をあえて切断して別掲扱いにしているのに対して、第二類は天武天皇から業恒・広澄へと躊躇なく系統線で繋いでいる。このことは、事実には忠実であろうとする第一類と、自家のアイデンティティのために系図に手を加える第二類との違いがあるといつてよい。この点から、清原氏系図の中で第一類をもっとも作為の少ない古態本の一群であると考えたい。

この七系図の異同については、まず『統群書類従』第四号（6）、『諸家系図纂』卷二一・第三号（14）、『諸家系図纂』卷二七ノ中・第四号（22）は傍注まで含めてほとんど相違のない関係にある。これらよりも、『尊卑分脈』（1）のほうが人名の時代性が早い段階で止められていて、古い段階の系図であるとみられる。前三者には元輔の娘として清少納言を記すが、『尊卑分脈』（1）にはそれが無い。この点からみても、第一類の中でも『尊卑分脈』（1）が最古態と考えてよい。これら四系図が広澄の孫定滋以下の直系に重点を置いているのに対して、『統群書類従』第三号（5）、『諸家系図纂』卷二一・第二号（13）、『諸家系図纂』卷二七ノ中・第二号第三号は定滋の弟定隆の子孫をおもに記したものである。

第二類の業恒系の五系図は、先述のとおり躊躇なく天武天皇から業恒を経て定滋以下の系統を記したもので（3）（19）は定滋の名を定俊とする）、この中では『群書類従 正編』（2）がもっとも簡略で

古態だとみられる。『統群書類従』第一号（3）と同第二号（4）とは人名にも傍注にも一定の異同がみられるが、かなりの部分が重なる兄弟関係にある。『諸家系図纂』卷二一・第一号（12）は（4）と、『諸家系図纂』卷二七ノ中・第一号（19）は（3）と、それぞれ同じものである。

第一類の（6）（14）（22）の三系図は室町後期の人物らしき相賢まで記すが、第二類の（3）（19）は相賢の子経賢まで、（4）（12）は相賢の祖父の秀賢までを記しており、後半部分に関してはほぼ同系統の、同時代の清原氏系図である。

第三類の深養父系の四系図の中では、『豊後清原系図』と称することができ。これは、深養父—春光—元輔までは一般的な清原系図を援用しつつ、その次の代から豊後国玖珠郡に住した正高へと強引に結びつけるものである。『統群書類従』第六号（8）と『諸家系図纂』卷二一・第七号（18）はほとんど異同のない近さにある。『諸家系譜』卷一四・第一号（24）もほぼこれらと同じだが、成衡の位置が異なる（詳しくは第四節）。

第四類本の広本系の三系図は、第二類の（3）（19）が室町後期の経賢まで記すのに近く、これらと類似の系図を基軸にしながらも、そこに第三類の中から出羽山北清原氏や音博士清原氏の部分を抜き出して接合させたものである。ただし、音博士清原氏については第三類がかなりの末裔まで詳しく記すのに対して、第四類ではその部分は公清—公家—公村—雅職までで止められている（詳細は第

四節)。第四類に属する三系図の異同はほとんどなく、とくに(15)は活字本(7)の底本だとみられる。

第三類本と第四類本に含まれている出羽山北清原氏系図の分析については、第四節で詳しく述べる。

第五類本の五系図は丹波小島氏のもので、清原武則を冒頭に置き、その子として武貞―家衡の系統を横に記しつつ、武貞の弟武衡から丹波小島氏の祖である武通に接続させるものである。『系図綜覧』清家系図荒川岩城(10)、『諸家系図纂』巻二・第五号(16)と『諸系譜』巻一四・第六号(29)とが小島氏の本流の系図で(若干異同あり)、『系図綜覧』小島系図(11)、『諸家系図纂』巻二・第六号(17)と『諸系譜』巻一四・第七号(30)は小島氏庶流中西氏の、『諸系譜』巻一四・第八号(31)は同じく松岡氏のそれぞれ系図である。

本稿の目的は出羽山北清原氏の出自を明らかにすることなので丹波小島氏の系図はほとんど意味をなさないが、一点だけ重要なことがある。(10)と(16)の冒頭に「平野大明神者清原之氏神也」に始まる二〇〇字余りの由来書があり、その末尾に「それより武則は六郡の内、遊沢郡白鳥郷の住人と成るなり」(原漢文)とあるのだ。胆沢郡白鳥館が前九年合戦後の武則の居館だというのである。近年、前沢町教育委員会によって白鳥館遺跡の発掘が行われ、及川真紀(二〇〇七)もその成果の報告をしているが、白鳥館が武則の居館であった可能性もある。

第六類の七系図のうち、本稿の主眼である○を付けた二系図につ

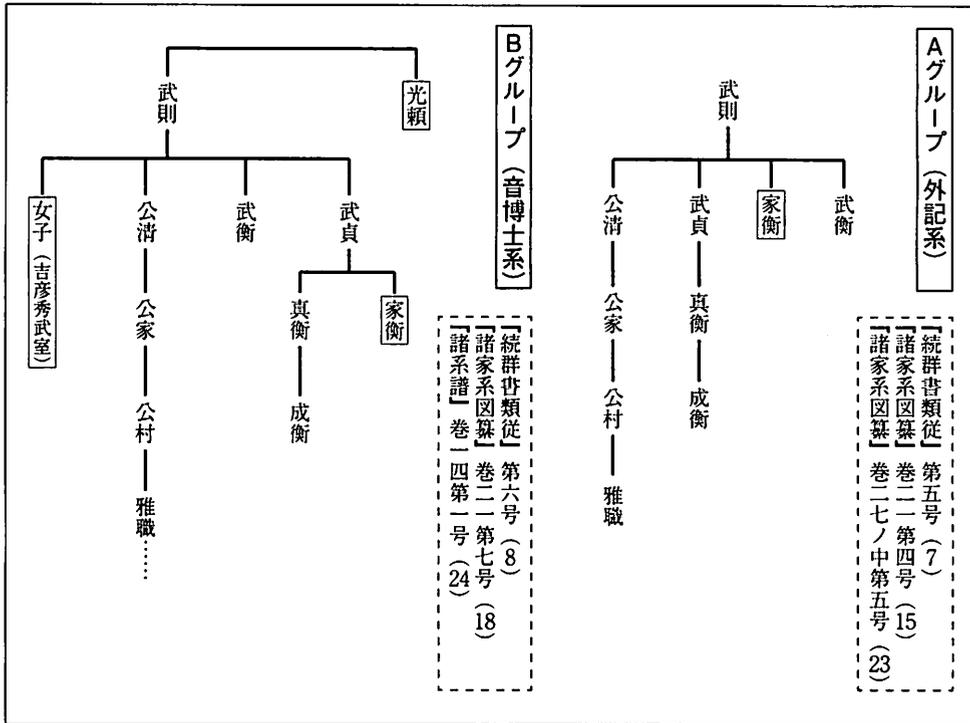
いては第五節でその詳細を述べる。◇を付けた三系図は信を置ける系図ではないものの、中世・近世における清原氏伝承の変容を物語る資料として興味深いので、第六節で紹介する。残る『諸系譜』巻一四・第五号(28)および『諸系譜』巻二一ノ一(32)は、先述のとおり取るに足りない系図である。

#### 四 一般的な出羽山北清原氏系図の性格

清原武則らの出羽山北清原氏の系図で広く知られているのは、『統群書類從』第五号(7)、第六号(8)である。これをかりに一般的な出羽山北清原系図と呼ぶ。これらの仲間とみられる系図が、『諸家系図纂』巻二・第四号(15)、同第七号(18)、『諸家系図纂』巻二七ノ中・第五号(23)、『諸系譜』巻一四・第一号(24)の四系図で、合わせて六系図が一般的な出羽山北清原系図ということになる(右の三四系図一覽で○印を付けた六系図)。

なぜこれら六系図を仲間と見ることができるのか、その共通点からまずは述べる。この六系図のいずれもが深養父を起点とし(深養父以前は異同あり)、そこから二系統に分かれ、その一方は春光―元輔―清少納言らに、もう一方は重文―基貞―基光―光方―武則とする。清原深養父を出羽山北清原氏の祖とする点において、一般的な六系図は共通しているといえる。

そして、この六系図は、武則以降の部分についてはA・B二つのグループに分けることができる。



一見すると両者には大きな開きがあるように見えるが、家衡の位置が異なる点と、Bグループには光頼・吉彦秀武室が付加されている点のみの違いである。光頼が武則の兄であることは『陸奥話記』に通じていて、吉彦秀武室が武則の娘であることも『陸奥話記』の「武則が甥、また智なり」とつながる。つまり、Bグループは『陸奥話記』によって情報を補った可能性がある。また、家衡の位置についても、Bグループだと『後三年記』の「伯父武衡」(現在では欠失している部分。「康富記」による)によって修正した可能性がある。ということとは、AとBとの二点の違いといっても、AをもとにしたつBが『陸奥話記』『後三年記』によって加筆修正したと考えれば、一つの原理原則で両者の相違を説明できることになる。

では、Aの家衡の位置が間違っているのかというと、そうではあるまい。このAの三系図以外にも家衡を直接武則に接続する系図がいくつかある。前九年で多大な功績を挙げ、鎮守府將軍に任じられ、「清將軍」と号した武則に直接接続したい(養子関係など)とする指向がありがちなことである。ただし、この場合の事情はまた少し違うだろう。たとえば、『吾妻鏡』文治五年九月二十三日条に次のような一節がある。

清衡、継父武貞(荒河太郎と号す。鎮守府將軍武則が子)卒去の後、奥六郡(伊沢・和賀・江刺・稗抜・志波・岩井)を伝領し

(原漢文。原文では括弧内は二行割書き)

とある。清衡が清原武貞から奥六郡を伝領したとする記述には、明らかに不自然さがある。真衡の存在を無視しているからである。『吾

妻鏡』は源氏や北条氏に都合のよいように改竄されている可能性があり、武則から清衡(平泉藤原氏)へと継承された権利を頼朝が受け継いだとする論理がそこに見える。あるいはまた、この系図の原型が平泉藤原氏の時代に成立したものだとしても、武則から家衡へと権利が継承され、その家衡が兄に反旗を翻してそのすべてが清衡の手中に落ちたとする正当性の主張とも読み取れる。いずれにしても、家衡を武則の子の位置に置くのは、たんなる誤りとして片づけられないだろうということである。このようなことから、家衡をAグループの位置に置くのはそれなりの合理性をみることができ、それをもとにBグループが加筆修正したという流れを指摘することができる。

先に、深養父以降は六系図とも同じだが、それ以前に異同があると述べた。その異同のさまもAグループに属する三系図、Bグループに属する三系図で対応している。いずれも清原夏野―海雄―房則の流れを記すところまでは共通しているものの、Aグループの三系図は房則の子から業恒の系統と深養父の系統に分かれるとする(つまり深養父の父は房則)のに対して、Bグループの三系図は海雄の子から房則―業恒へと流れる系統と深養父の系統に分かれるとする(つまり深養父の父は海雄)。どちらかが誤りというのではなく、養子縁組の関係があつて、系統線の解釈が二分したものと考えられる。Aグループの三系図は、天武天皇から書き起こし、舍人親王―御原王―小倉王―夏野―海雄―房則とつないでそこから業恒系と深養父系に分かれるのに対して、Bグループの三系図は、ことさらに天皇

と結びつけずいきなり夏野から書き起こし、その子の海雄から房則系と深養父系に分かれるとする。強引に天皇に結びつけている点からみても、Aグループは後出性が強い。

そのような相違点はあるものの、両者には注目すべき共通点がある。それは、武則の子である公清を祖とする音博士(こよのはか)(鎌倉・室町期に都代々音博士を務める家になつたらしい)の系統を共通して有しているということである。このことから、出羽山北清原氏関係の系図を掲載しているように見えながらそれは従属的な指向によるもので、もともとは都の音博士系統の清原氏(鎌倉・室町ころ)が清原氏系図の原型を作成したのではないかと考えられる。Bグループの三系図は、雅職以降の子孫まで細かに記している(誰にとつての系図かが明瞭である)。ところがAグループの三系図は公清の系統は雅職でとどめ、その代わりに房則の子である業恒の系統の子孫(定滋・定隆・頼業ら)がかなり詳しくなっている(端的にいえば、Aグループは外記系、Bグループは音博士系ということが出来る)。このことから、先行本であるBグループの系図を音博士系清原氏から外記系が奪取し、音博士系の子孫を消して代わりに外記系の子孫を詳しくし、一方でその祖先を天武天皇に結び付けたのだろうという、広本系清原系図の形成過程がみえてくる(ただし先述のように、出羽山北清原氏に関する部分についてはAグループのほうが古態だとみられる)。

さてここで細かな異同の確認をしておくが、Aグループの三系図は、武則の子を武衡、家衡、武貞、公清の順に並べるところや、公清の系統を公家、公村、雅職まで記してそこで止めるところまで一

致している。一方のBグループの三系図も、武則の子を武貞・武衡、公清、吉彦秀武室の順に並べるところや、公清の系統を雅職で止めずにその子孫まで記すところまで一致している。ところが、Bグループの三系図の中で、『諸系譜』巻一四・第一号(24)は成衡を真衡の弟(子ではなく)としている。その一点のみが異なる。

Aグループ、Bグループの六系図に共通していえることは、これらの系図の原型が都の音博士系清原氏が武則の子孫であることを主張するために作成されたもので、そこに付随的に武貞・真衡・成衡・武衡・家衡らが登場しているようなので、本来に出羽山北清原氏の祖が深養父や海雄につながるのかどうか怪しいということである。

## 五 出羽山北の二系図の信憑性

ようやく本題に入る。結論を先取りすると、三四本の清原氏系図のうち、これまで等閑視されてきた『諸系譜』巻一四・第三号(26)こそが、真正の出羽山北清原氏系図らしい。この節ではそのことを中心に述べなければならないが、これに説得力を添えるためには、『諸系譜』巻一四・第四号の「吉弥侯部氏系図」(27)について先に述べる必要がある。この二系図については、本稿末尾に影印版およびその翻刻を掲載してある。

### 1 吉弥侯部氏系図の信憑性

『諸系譜』巻一四・第四号(27)は系図原本に名称が記されていないが、横山勝行(一九九五)で「吉弥侯部氏系図」と名付けられているので、その名称をここでもそのまま用いることにする。

第三節冒頭で述べたように、系図の信憑性は、各人物に添えられた傍注、世代間隔(通常一世代を二〇〜三〇年程度で計算する)、貴種化の有無などによって吟味することができる。この吉弥侯部氏系図は吉弥侯部小金から書き起こされているが、その小金をどこの貴種的な祖先(たとえば天武天皇や舎人親王)に結びつけようとはしていない。中世以降の系図にありがちな作為性は、見られないということである。

初代の小金には、「俘囚長／弘仁二年四月丁卯 外、從五位下／喪勇敢」との注記がある(『宝賀寿男』一九九六)はこの「五」を「七」と翻刻するが、周辺の筆跡の類例からみて「五」が正しいようである。これについては、『日本後紀』弘仁二年四月四日条にも「陸奥国人 外正六位下 志太連宮持、俘吉弥侯部小金に外從五位下を授く。勇敢を褒むるなり」(原漢文)とある。『日本後紀』の文脈によれば、もともと「外正六位下」であった志太連宮持の「外從五位下」への一位階昇進につられるようにして小金の叙位も行われたことになる。俘囚に対する位階としては高すぎるようにみえるが、中央の官人に与えられた内位とは違って外位であるので、ありえないほど高いとはいえない。それに、この叙位には根拠がある。この年の二月に

爾薩にまろて幣伊へい二村の反乱が起こつて、陸奥出羽按察使である文屋綿麻呂にまろらがこの鎮定に動いた際、「勇敢の俘囚とら三百余人を發して、賊の不意に出でて、雪を侵して襲伐し、爾薩にまろ体の余孽よげつ（野中注・殘党）六十余人を殺戮す」ということがあつた（同年三月二十日条）。翌月の吉弥侯部小金の叙位が、これと関係していることは明らかである。つまり小金は、俘囚三百人の指揮官的な存在だったのである。小金は、秀武からみて八代前の祖先である。秀武が自らの祖先のこのような事績に誇りを抱いていたとすれば、後三年合戦の第三部で義家方に付いた（官軍であろうとした）ことも首肯できる。俘囚の中でも、きわめて内民化の早かつた一族なのである（後述するように、もともと移民系の俘囚であつた可能性が高い）。

この系図にはもう一か所、暦年の記述がある。四代目の河雄の、「鎮守府軍曹／外従六位下／貞観七叙」である。弘仁二年（八一二）と貞観七年（八六五）の差は五十四年間である。二人の間に牛麿、石成がいてその三世代の間隔は平均一八年である。通常の世代間隔が二〇～二五年であるのに比べると短いように見えるが、小金よりも河雄のほうが極位の叙位年齢が高かつた可能性（たとえば小金の「外従五位下」が四十歳で、河雄の「外従六位下」が六十歳など）を考えれば、疑問は解消する。

二人の位階の差は、小金が「勇敢」という格別の功績を認められたの「外従五位下」であるのに対して、河雄は役人（鎮守府軍曹）としての年功に与えられた「外従六位下」らしい。河雄の父石成は「外従六位上」に任じられているが、彼も「勲六等」にも叙せられ

ているので格別の功績が認められての高位の叙位だとみられる。そのような特殊の事情がなく、年功に対する叙位だとすれば、河雄の貞観七年時点での「外従六位下」は、小金の弘仁二年時点での「外従七位下」とは矛盾しないと考えてよい。

次に、河雄と吉彦秀武の世代間隔に注目する。河雄―並松―宗信―武信―武宗―秀武と世代間隔は五世代である。かりに貞観七年（八六五）の時点で河雄が六〇歳だつたとすると、大同元年（八〇六）の生まれとなる。秀武は永保三年（一〇八三）のころに七〇歳前後であつたと考えられる（「康富記」所載「後三年絵」要約文の「及七旬之老屈」）ので、長和三年（一〇一四）ころの生まれとなる。その差二〇八年である。これを五で割ると、一世代あたり約四二年となつてしまう。この系図は唯一ここに無理が生じている。職歴を並べてみると、河雄に「鎮守府軍曹」、並松にその記述がなく、宗信に「出羽少掾」、武信に「雄勝郡擬少領」、武宗に「同郡司大領」、秀武に「郡司少領」とあるように、並松のところだけ記述が手薄である。そのあたり（九世紀末）で、一、二世代の人名が抜けているのかもしれない。かりに二名の脱落があるとすると世代間隔は約三〇歳となり、その不自然さは解消する。ただし人名の脱落があつたとしても、系統線を強引に貫種祖先に結びつけようとしたものではないから、この系図の作為性を疑う必要はないと考えられる。

次に、石成に「新田郡擬・主政」、武信に「雄勝郡擬・少領」とある点に注目する。郡司の四等官は大領・少領・主政・主帳なので、石成は三等、武信は二等ということになる。この「擬」は擬任郡司であ

る。これは朝廷の裁許を経ないで国司の判断で員外の郡司を任命しえた制度で、弘仁三年（八二二）に郡司の任免権が国司に移されたことに始まる（郡司国定制）。国衙が在地の有力豪族を取り込むためには必要な制度だったらしい。山口英男（一九九三）によれば、この制度は郡司制度そのものが衰退する一〇世紀中期以降ほとんど消滅したという。そこで石成や武信の時代性をみてみると、石成は河雄の父で九世紀前半に活躍した人物らしいので問題なく、武信も秀武の祖父で一〇世紀後半〜一一世紀初頭に壮年期を送った人物だと考えられるので、時代的にぎりぎりではあるが辺境の特殊事情を勘案すればありえない時期ではない。少なくとも、中世になってから捏造されるような系図で、古代の擬任郡司の制度を知っていてそれを人名の傍注に入れ込むなどということは、まず考えられない。しかも、どの人物の官職にも「擬」を入れるのではなく、時代的に不自然ではないところに狙って注入するなどということは、中世以降の系図改竄者・捏造者にはできないことだろう。

次に、石成に「勲六等」、武信に「勲九等」とある点に注目する。勲位は大宝律令の制定とともに始まったとされ、軍功のあった武人などに対して授与されたものという。「外従六位上」の石成が「勲六等」で武信が「外正六位下」の「勲九等」であるという三等分の差はその功績の内容の差にもよるものであろう。どちらも、勲位は一等から十二等までに区分され、勲一等が位階正三位相当、勲十二等が従八位下相当とする原則の内側で適用されているとみてよい。神谷正昌（二〇〇五）によれば、天慶四年（九四一）の藤原純友の乱

以降ほとんど行われなくなり、神社が帯びる程度となったという。しかしそれは戦争や開拓など特定の功績に対して叙勲した事例が正史からは消えるという意味であって、たとえば特段の功績がなくても年功によつて叙されるような名譽的で形骸化した勲位がしばらく残存した（そしてそれが系図に記された）可能性はあるだろう。叙勲の記述が九世紀末の武信で終わっていることは、時代的に見てさほど無理がないということだ。先の擬任郡司と同じく、俘囚に対するこのような叙勲も、当時の東北社会の空気をよく反映しているといえる。この点も、中世以降の系図改竄者・捏造者が信憑性の演出のために時代考証をおこなって注入したなどは考えられないものである。

吉弥侯部氏系図の秀武の傍注に「母清原武頼女」とあるのは、次項で述べる出羽山北清原氏系図の武頼の女子に「吉美侯武宗妻 秀武忠母」とあるのと符合する。清原武則と「陸奥話記」で「武則の甥にして、又婿なり」、「後三年記」で「武則が母方の甥、また、婢なり」とある相違点について、野中哲照（二〇一三）では「武則の甥」ではなく「武則が母方の甥」を本来の記述と捉え、武則の母方につながる甥の意味と考えた。しかし、両書の記述以上にこの二系図の信憑性のほうが上回ると考えて、『陸奥話記』だと「武頼の甥にして、又武則の婿なり」とあるべきで、『後三年記』だと「武則が妹方の甥、また、婢なり」とあるべきものと修正したい。

吉弥侯部氏系図の武久（秀武の子）に「母清将軍武則女」とある点については、出羽山北清原氏系図の武則の娘、武貞の妹に「吉彦

秀武妻』とあるのと符合し、『陸奥話記』『後三年記』の記述とも矛盾しない。

## 2 出羽山北清原氏系図の信憑性

さて、本稿の核心部分である。『諸系譜』巻一四第三号(26)も系図原本に名称が記されておらず、横山勝行(一九九五)では「清原氏系図」と名付けられているが、それだと他の清原氏系図と区別がつかないので、出羽山北清原氏系図と名付けることにする。

出羽山北清原氏系図には、吉弥侯部氏系図にみられたような擬任郡司や叙勲の傍注も存在しない。ただし、令望よもぎに「左衛門権少尉／正六位上／秋田城介」、仲海に「越前権少掾」、椋蔭しげかげに「越後守」、光蔭に「出羽少掾／秋田城司」という傍注があるが、これらは高すぎる(格上げされている)ということもなく妥当なものと思われる。

この系図に存在する唯一の暦年は、其衡の傍注に「寛治元年卒」とあるものである。『後三年記』によれば其衡が病氣により急逝したのは永保三年(一〇八三)のことであり、寛治元年(一〇八七)ではない。寛治元年は、後三年合戦終結の年である。ただし、『後三年記』によって合戦終結の年を安易に真衡死去の年と直結させてしまったとすれば、この記述はありえないものではない。

ここで大きな問題が浮上する。『後三年記』の現存最古態は東博本で、それは貞和三年(一三四七)に制作されたものらしいが(じつはこの通説も誤りで、鎌倉後期成立の絵巻物らしいことを別稿で述べる)、

これには合戦終結の年を「寛治五年」とする誤写が含まれている。現存の『後三年記』諸本のすべてがこれの影響を受けているため、後三年合戦終結の年も「寛治五年」としているものばかりであり、「寛治元年」と記したものは現存史資料ではほとんど存在しない。近代の研究者によって、寛治元年十二月二十六日の後三年合戦終結報告の記事(「中右紀」「本朝世紀」「百練抄」)、寛治二年の正月二十五日の義家陸奥守解官を示唆する記事(「後二条師通記」「中右紀」)が発見されて寛治元年が後三年合戦終結の年とされるようになったのであり、『本朝通鑑』『大日本史』『前太平記』など近世の編纂史書もすべて「寛治五年」とする。室町後期に成立したらしき清原氏の系図(8)(18)(25)もすべて武衡誅伐(後三年合戦終結)を「寛治五年」とする。それほどに東博本とそこから派生した『後三年記』の影響力は強かったのである。そこで出羽山北清原氏系図の「寛治元年」の意味を振り返ってみると、たとえ永保三年の誤記であったとしても、看過できない重みがある。すなわち、鎌倉後期に東博本絵巻が制作されて絶大な影響力を誇ってゆく以前の古い『後三年記』の影響を受けた可能性があるからである。この誤記は、出羽山北清原氏系図の古さを、はからずも証明するものであるのかもしれない。

吉弥侯部氏系図との関係によっても、この出羽山北清原氏系図の信憑性は保証される。この二系図以外の清原氏関係系図ではすべて(7)(8)(18)(23)(24)武則の祖先を、高祖父・重文(周防守)―曾祖父・基貞(筑前守)―祖父・基光(左京権大夫)―父・光方(兵部大輔)

としていて、揺れがない。ところが、出羽山北清原氏系図では武則の父を武頼（出羽山北俘囚長）とし、吉弥侯部氏系図の秀武の傍注にある「母清原武頼女」が出羽山北清原氏系図の武則の妹に「吉美侯武宗妻／秀武武忠母」とあるのも一致し、吉彦秀武の父の名が武宗ということで両系図が一致する。このように、出羽山北清原氏系図と吉弥侯部氏系図とは、同じ事実認識のもとに作成されたことは疑いなく、一般に知られている清原氏系図とは異質な世界にあるのである。

もう一点付け加えるが、この系図の武則の別の妹が橋氏に嫁して貞頼を産んだと記しているが、これは『陸奥話記』の橋貞頼の注記「武則が甥なり」と一致する。『陸奥話記』をみて系図側が記したのだといえはいえなくもないが、そこまでするのなら『陸奥話記』にある橋頼貞の「貞頼が弟なり」を見て同系図に貞頼まで書き込めばよさそうなのに、そこまではしていない。『陸奥話記』を見ながら系図作成をしたのではなさそうである。系図と『陸奥話記』はそれぞれ別の場所（後述のように同じ平泉圏内だと考えられるが）で成立し、事実認識が共通しているためにはからずも一致したと考えるとよいだろうだ。

\* \*

先ほど、出羽山北清原氏系図には暦年の記述が「寛治元年」の一か所しかないと述べたが、時代性のわかる人物がほかに二人いる。

この系図の冒頭の長統である。

先に本文批判を済ませておくが、宝賀寿男が『古代氏族系譜集成』で紹介した系図は、『系図纂要』をベースにしつつ出羽山北清原氏に関する部分については『諸系譜』を参考にしたらしいのだが、宝賀が見た『諸系譜』は本稿末尾で紹介した国会図書館本のそれとは多少の異同を生じているらしい。異本だろう。具体的にいうと、第一に、出羽山北清原氏系図の起点は「長統」であるが、宝賀は「長統王」としている。あとで紹介するようにこの人物は『日本文徳天皇実録』に三回、『日本三代実録』に五回も登場するが、そこでは一度も「長統王」と記されていないし、中級の官人である。たしかに清原氏の系図の周辺に長田王、長津王、長岡王など類似の名前が見えるが、長統が「王」であったのかどうかは慎重に考える必要がある。第二に、本稿巻末の系図では長統―令望―仲海と直線的に下るところが、宝賀の紹介する系図では令望の兄に「玄贍」「正文」という二人の人物を載せている。第三に、仲海の長子の本稿巻末系図では「楸蔭」（シゲカケか。楸は茂に通じる）であるのに対して、宝賀の系図では「樹蔭」である。注記も含めて宝賀の系図のほうが詳細だが、部分的には本稿巻末の異本も有益な部分がありそうだ。さて、長統が正史に登場するのは、次の八か所である（いずれも原漢文）。

- 1、齊衡三年（八五六）三月一日条―従五位下清原真人長統を大学頭と為す。（文徳）
- 2、齊衡三年（八五六）八月二八日条―清原真人長統を越後権

- 守と為す。(「文徳」)
- 3、天安元年(八五七)六月二十八日条―従五位下清原真人長統を伊勢介と為す。(「文徳」)
  - 4、貞観三年(八六二)七月一四日条―是に先んじて、伊勢国司介・従五位下清原真人長統(以下伊勢国司らしき九名の列挙)並びに諸郡司十五人、惣べて二十七人、安濃郡百姓神人部東成、建部継東が為に、課丁二百十八人を隠して大帳に付けざること告げしところ、散位従七位上藤原朝臣朝野を遣はして之を推す。長統らが罪、徒以下に当たる。(「三代」)
  - 5、貞観五年(八六三)二月一〇日条―従五位下清原真人長統を下総守と為す。(「三代」)
  - 6、貞観五年(八六三)三月二〇日―下総守従五位下清原真人長統を越後守と為す。(「三代」)
  - 7、貞観一二年(八七〇)正月二五日条―散位従五位下清原真人長統を甲斐守と為す。(「三代」)
  - 8、貞観一二年(八七〇)三月二七日条―甲斐守従五位下清原真人長統を右京亮と為す。(「三代」)
- 学問の家柄の清原の出にふさわしく最初は大学頭からスタートし、越後権守、伊勢介という次官級を経験し、下総守、越後守、甲斐守といういわゆる受領を経て、ついに右京亮という京官を獲得するに至っている。長統は、中級官人の典型的な栄達を経験しているといえる。注目されるのは右の4番で、長統が伊勢介を務めていた際に在地勢力に便宜を図って脱税の手引きをしたことが発覚し、徒

刑(律令の五刑の三番目、現在の懲役刑に相当)に処せられている。しかしその後すぐに復権し、もとの栄達の道を歩んでいる。この貞観三年の事件は、長統のような地位のものが在地勢力と結託しがちであったことを示しており、令望以下の子孫が在地に根を張ったり土着化したりする方向性は、この時早くも示されていたとみることが出来る(京官への憧れさえ捨てて実利を取る意識になれば、いつでもそうなる)。

さて、清原長統の記録は右の十五年間で、これをかりに三一―四五歳の壮年期の事績とすれば、その生年は天長三年(八二六)ごろとなる。これは、次の令望の推定年齢と矛盾しない。

\* \* \*

記録類から時代性のわかるもう一人は、二代目の令望である。令望は元慶の乱で活躍した人物として知られている。令望は、正史に登場するのは六回、文書に現れるのは二回で、時代順に並べると次のとおりになる(庄司浩(一九七七)などがこれらの記録の存在を指摘)。

- 1、元慶二年(八七八)五月四日条―左衛門権少尉正六位上清原真人令望を権掾(上文からすると出羽権掾。権守は藤原保則)と為す。左衛門権少尉は故(もと)のことし。(「三代」)
- 2、元慶二年(八七八)七月一〇日条―左衛門権少尉兼権掾清原令望は(藤原保則らとともに)上野国の見剱の兵六百余を率いて秋田河の南に屯す。賊徒を河の北に拒(ま)ぐ。(以下省略。た

だしそこに雄勝・平鹿・山本三郡の不動殺の記述がある。

- 3、元慶三年（八七九）正月一日条―正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望は（ほかの二人らとともに）進みて議して曰く、「今、降を乞ひし賊二百人、進ぜし所の甲二十有余。賊の党、数多し。官の甲、已に少なし。野心測り難く、疑ひは是れ矯飾たり。すべからく後進を待ちて一度は計り納むべし」と。（以下、小野春風の返答。三代）
- 4、元慶三年（八七九）六月二六日条―当国に配置せし例兵一千六百五十七人、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉二十人、旅師四十人、火長六十人、列士八十人、鎮兵六百五十人、秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望（ほか二名の名前）、校尉七人、旅師十六人、火長二十四人、列士三百三人、鎮兵四百五十人に、兵士三百五十人を加ふ。（以下省略。三代）
- 5、仁和二年（八八六）正月八日条―左衛門大尉正六位上清原真人令望に従五位下を授く。（三代）
- 6、仁和三年（八八七）四月三日―散位従五位下清原真人令望を以て、修理大井堰使と為す。（三代）
- 7、寛平六年（八九四）八月九日付―（新羅の来寇に対馬が脅かされている記事に続いて）茲に因て討賊使少弉従五位上清原真人令望、更に府兵五十人を留め、権に援兵に充て、其の不慮に備ふ。（以下省略。『類聚三代格』卷十八・太政官符）
- 8、寛平七年（八九五）三月二三日付―右、大宰府の解を得て

稱はく、「少弉従五位上清原真人令望が牒に稱ふ、『案内を検するに、太政官は去ぬる貞観十一年十二月五日の符に稱はく、『夷俘五十人を一番と為して、且つ機急の備へに充つてへり。しかるに今、新羅の凶賊しばしば辺境を侵し、征に赴きし兵や勇士なほ乏し。件の夷俘の徒、諸国に在り。公役に随はずして繁息せしこと年を経たり。其の数、巨多なり。望みて請ふらくは、件の数を加疊し、射戦を練習し、將に非常に備へんとせんと言上せしことを。府の、覆審を加へ、陳ぜし所、宜しきに適ふ。謹みて官裁を請ふてへり。大納言正三位兼行左近衛大将皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣。勅を奉じて請ふに依る。』（『類聚三代格』卷十八・太政官符）

記録上の令望は左衛門権少尉正六位上から始まり、元慶の乱の時期に出羽権掾や秋田城司を兼任し、その功績で従五位下に昇り、いったんは京官の修理大井堰使を務めたものの大宰少弉（従五位上）となつて再び辺境経営にあつたという経歴がみえる。元慶の乱での経験が買われて、当時新羅の侵攻に悩まされていた大宰府に派遣されたのだと推測される。しかも、国家防備のために俘囚をどう活用するかという問題意識をもつていて、これがのちに「山北の俘囚主」となつてゆく子孫武頼・光頼の伏線になつているとさえいえる。出羽山北清原氏は、私腹を肥やすために辺境の穴場（出羽山北）を発見して土着したのではない、ということだ。

さて、令望の記録は右の一七年間、これをかりに三一―四七歳の壮年期とすると、その生年は承和十四年（八四七）ごろとなる。

父長統、子令望ともに記録上の初見を三二歳と想定しての計算だが、これで父子の年齢差は二二歳となり、しかもそれぞれ一五年間、一七年間を壮年期に当てることができるので、いずれも整合的である。大きな想定間違いはなさそうだ。

さてそこで、令望の生年を承和十一年(八四七)ごろとして、前九年のころに山北の俘囚の主であった光頼(武則の兄)の生年をかりに九九〇年ごろだとすれば(永承六年(一〇五二)に六二歳、康平五年(一〇六二)に七三歳の想定)二人の生年の差は一四三年ほどとなる。二人は四世代隔たっているから、その世代間隔は平均約三五年ということになる。やや隔たりが大きいようにも見えるが、その間の仲海(越前権少掾)、光蔭(出羽少掾/秋田城司)、武頼(出羽山北俘囚長)にも官職やそれに準ずるものが記されているので、人名の脱落はないとみてよさそうだ(系図の中であやふやな期間を経っていないということである)。

板橋源(一九八三)は、出羽山北清原氏に関する三説を次のように整理している。

- ① 清原深養父の系統とする説(一般的な系図どおり)
- ② 元慶の乱の際に出羽権掾に任じられ藤原保則とともに乱の鎮定に功のあつた清原真人令望とする説

③ 出羽山北の古代在地豪族とする説(在地勢力の成り上がりであつて「清原真人」は僭称ということになる)。

そのうえで板橋は②の説について、「ただしこの説には確証がない」と述べている。その史料の裏づけが、いま出羽山北清原氏系図

によつて可能になったのである。

宝賀寿男(一九八六)も、

清原武則の父祖については異説があるが、出羽山北俘囚長という地位からみても、ここで掲げる清原令望の後裔とする伝承が正しいと考えられる。

と述べている。宝賀はまた、令望の父長統(系図纂要)では長統王について、

長統王の父祖は不明だが、舍人親王の四世孫にあたるものと推される。

と述べている。

これらに関しては、太田亮・丹羽基次(二九七四)の次の見解とも一致する。

武則が果たして天武帝の裔であるかどうかを疑う人もあるが、天慶二年五月紀に「藤原保則、拜<sup>二</sup>出羽権守<sup>一</sup>」、右中弁如<sup>レ</sup>故、左衛門権少尉正六位上清原真人令望為<sup>二</sup>権掾<sup>一</sup>、左衛門権少尉如<sup>レ</sup>故云々」とあることを見れば、武則は此の令望の後で権掾が止つて豪族となったものと思われるので強いて疑う必要はない。とは云え清原系図に「深養父—重文—基貞—基光—光方—武則(号清將軍、住出羽國)」と見えるのは信じられない。

このように太田・丹羽は三説のうち①を「信じられない」とし、「天武帝の裔であるかどうかを疑う人」(③の説)を批判し、最終的に②の説を採用している。ただし太田・丹羽の目には長統—令望………武則の系図は収められていないようだ。

## 六 出羽山北の二系図の意義

### 1 出羽山北清原氏系図の意義

清原武則の祖を、元慶の乱で出羽権掾として下向した清原令望の後胤だとする説は、竹内理三（一九六五）、新野直吉（一九七四、一九七八）、庄司浩（一九七七）にもすでに見えていた。ところがそれらは清原令望の子孫の土着化を推測するにとどまっていた。その空白の部分を出羽山北清原氏系図によって、令望―仲海―光隆―武頼―武則と明瞭に埋めることができ、しかもこの一族が山北三郡入りをしたのは光頼・武則の父武頼の代であった―それほど遅かった、おそらく私田柵が機能停止したとされる十世紀末かそれ以降―ということまで判明するのである。近年、奥六郡の安倍氏についても、意外に前九年の直前に奥六郡入りしたのではないかとする説（十世紀末、十一世紀前半など多少の振れ幅があるが、いずれにしても在地の蝦夷の台頭した俘囚長ではない）が広がりつつあるが、それを側面から裏づけることになりそうだ。出羽山北清原氏の山北三郡入りの時期が明瞭になることは、安倍氏の議論にも少なからず影響を及ぼしてゆくことだろう。

この系図では「俘囚長」の傍注をもつのは武頼と光頼の二人だけである。武頼が山北入りしたことと「俘囚長」と呼ばれるようになった時期とが一致するという点は重要だろう。国衙や郡衙の官職

を返上するかのようにして（併任ではない）、公から俘囚長に任命されているかのように見える。吉美侯武宗が雄勝郡司大領に、吉彦秀武が郡司少領（吉弥侯部氏系図）にそれぞれ任命されていることをみると、そのような中下級の官職を凌ぐ上位に「俘囚長」が新設されたかのように見える。まるで、私的な権限が、公的に追認されたかのように見える。これがしばしば指摘されている、奥六郡の安倍氏、山北三郡の清原氏の自治的・自律的な権勢の本質だろうか。けつして国衙や郡衙とは対立的ではない自治性・自律性という、われわれにはなかなか理解しにくい特殊な統治の形態が、この東北には生まれたのではないだろうか（一〇〇〇年前後）。

さらに、これまで『陸奥話記』や『後三年記』ではわからなかった、清原氏と橘氏との関係（この系図の中では貞頼との姻戚関係）、清原氏と吉彦秀武の父武宗との関係などが、きわめて具体的に明らかになった点も有意義である。

### 2 吉弥侯部氏系図の意義

吉弥侯部氏系図の傍注によって、吉彦秀武が郡司少領（おそらく平鹿郡か山本郡だろう）／従六位下（おそらく外位）であるとか、『陸奥話記』に出る吉美侯武忠（斑目次郎、『陸奥話記』では斑目四郎）が秀武の弟であるとか、秀武の父の名が武宗で雄勝郡司大領／外従五位下であるとか、秀武の子の名が武久で荒川太郎を号したとか、これまで知られていなかったことが具体的に判明した意義はもちろん

大きい。

秀武だけでなく、同系図によれば代々相応の官職(郡司職)についている。これを信じるとすれば、俘囚と一口に言ってもその内実はかなりの階層分化が進んでいたということになる。出羽山北吉彦氏の地位をこれほど上位に位置づけてこそ、真人姓をもつ清原氏との姻戚関係をもちうるとも考えられ、この観点からも吉弥侯部系図は傍注も含めて信頼が置けるものといえる。

しかし、それらのこと以上に、俘囚が二世紀の時間をかけて台頭し、真人姓をもつ清原氏と姻戚関係をもつに至った経緯が明確になつた点は、今後の俘囚論に大きな意味をもつだろう。吉弥侯部小金―牛麿―石成の三代は陸奥国新田郡にいたとみられる時期(第一期)で、次に鎮守府の官人として務めた時期があり(第二期、先述のようにここに二代ほどの欠脱が想定される)、さらに出羽に移って国衙の下級から郡衙の中上級へと勢力をつけていったさまが、きわめて明瞭に浮かび上がってきたのである。

この系図から読み取れることはまだある。出羽山北吉彦氏の祖は陸奥国新田郡に住んでいたということだが、大塚徳郎(一九八四)によれば、もともと文献上の九世紀ごろの俘囚吉弥侯部(吉美侯)の分布において陸奥国が圧倒的に多いことである。吉弥侯部(吉美侯)姓は陸奥国に多く見られるという大塚徳郎の指摘と、この系図が出羽山北吉彦氏の祖を陸奥国とする点は符合するといえる。秀武の祖先も、そのような陸奥国の吉弥侯部氏の中の一つだったのだろう。当時の新田郡の郡域は不明だが、明治期の佐沼地区と重な

る場所だとすれば現在の登米市中心部ということになる。ここから北西に二〇キロメートルほどの場所に、前九年合戦で有名な営岡がある。伊治城も近い。八木光則(一九九〇)は「八世紀以降の住民化の状況から遠田郡や栗原郡周辺と想定され、朝貢関係が成立していたのはこの地域が主体であった」と推定している。「吉弥侯部系図」で秀武の祖を陸奥国新田郡としていることと地域的に重なる(八木のいう栗原郡に新田郡も含まれる。室町期に編入)ことになり、七世紀ごろから朝廷に恭順の意を示していた新田郡周辺(広域栗原郡の東部)の「熟蝦夷」の中に、出羽山北吉彦氏の祖を求めることができるかもしれない。この地は、いわゆる黒川以北十郡に含まれる。

新田郡の郡名は上野国新田郡からの移配者が多く居住したことによる命名かとも考えられ、神護景雲三年(七六九)に吉弥侯部の多くが毛野氏に改姓したことを、本姓への復帰を認められたものとして理解することもできる。この推測が正しいとすれば、新田郡の吉弥侯部姓は在地系ではなく移民系の俘囚だということになる。「続日本紀」神護景雲三年(七六九)の郡司層の改姓記事の中に「新田郡人外大初位上吉弥侯部豊庭上毛野中村公」という人物が登場する(同記事で吉弥侯部はほかに多く出るが)。長島榮一(二〇二二)は、七世紀半ばに西関東の関東系土師器を所持した移民が郡山遺跡周辺に移住してきたことを指摘し、八世紀代になっても氏族名で「上毛野」や「下毛野」とのつながりを示し続けようとする集団がいたことに注目している。吉弥侯部姓にもさまざまな系統があり一筋縄ではないだろうが、秀武につながる吉弥侯部は上毛野国新田郡↓陸奥

国新田郡を經由したものであったのかもしれない。

秀武の祖父武信の代にこの一族は雄勝郡に入ってきたらしく、それはおそらく十世紀後半のことであつたらうと考えられる。あるいは、ちょうど清原武頼が秋田城からここへ移ってきた際に、吉彦一族も付き従ってきたのかもしれない。山北三郡全域で人口の「爆発的な増加」があつたのは九世紀末のこと（島田祐悦（二〇一四））なので、清原氏も吉彦氏もそれより遅れて山北入りしたことになる。そうなる、清原氏や吉彦氏が先進的な技術（灌漑・製鉄・営牧・作厩など）や文書作成能力をもつていて、指導的な立場として入植したことになる。

## 七 出羽山北の二系図の伝来

—— 供養系図の可能性 ——

前節までで、本稿の主要な論述を終えた。この節では、なぜその成立を平安後期まで遡りうるような系図が今日まで伝来しえたのかについて考えたい。

吉弥侯部氏系図はもともと類書の存在しない孤本（諸系譜）であり、出羽山北清原氏系図も清原関係の三四系図の中で唯一武則の父の名を武頼とする独自性を有して、そのユニークな二系図が武頼、武則、その妹、武宗、秀武、武忠などの関連によつても固く結ばれていることについては先述した。それ以外に、この二系図にのみ共通する特異な点がある。それは、この二系図のみ後三年合戦

のころまでで人名の記述を留めているということである。出羽山北清原氏系図は真衡・武衡・家衡までしか記しておらず、吉弥侯部氏系図も秀武の子の武久までしか記していない（別系の記述があるがそれも同時期の益根まで）。これは、系図の常識を破る、特異なものである。なぜならば、通常の系図とは子孫が先祖を仰いで自家のアイデンティティを確認するために作成し伝承してゆくものであり、実際に鎌倉・室町以降の子孫まで記すのがほとんどである。ところがこの二系図は、もし後三年合戦のころの人物たちが作成した系図だとするとその祖先を仰いだのだとすれば、あまりにも代数が短すぎるし、なによりも天皇や都の貴顕に結び付けられていない（それぞれ週及しても清原長統、吉弥侯部小金まで）。つまり、この二系図は、出羽山北清原氏や吉彦氏が自家や子孫のために作成した系図ではないということである。

周知のように、出羽山北清原氏の嫡流は後三年合戦で断絶している。真衡が病死し、武衡・家衡は討たれたのである。だからこそ、藤原清衡の時代が訪れたのである。また吉彦氏についても、野中（二〇一四）で、後三年合戦終結から五年後の寛治六年清衡合戦（二〇九二）において吉彦秀武の一族は肅清されたか平泉政権から放逐された可能性がきわめて高いことを指摘した。系図にもしも存続系（子孫が存続し続けていてアイデンティティを確認するための系図）と断絶系があるとする、この二系図は、どちらも断絶系の系図と呼ぶうることだ。そのような系図をいつたい誰が何のために作成するのか。その時代性を考えてみると、当然、藤原清衡の存在を

まずは考えねばなるまい。

清衡が藤原敦光に代作させた『中尊寺供養願文』は、川島茂裕(一九九八)が総括するとおり、保安四年(一一三三)正月以降天治二年(一一二五)十二月末までの成立だろう。その『願文』に「官軍夷虜之死事、古来幾多」とあるように、清衡は前九年、後三年のみならず古代からの戦没者を対象とし、敵味方の別に拘らない供養の姿勢を見せている。ことに直近の合戦である後三年や寛治六年清衡合戦で断絶してしまった清原氏や吉彦氏への贖罪の観念は、『願文』のあの表現からすれば、清衡には強かつただろう。清衡は中尊寺の諸堂をそのような思いで建立し供養していたのである。その意識と、出羽山北の二系図は結びつく。後三年以降の子孫にまで記述を続けることのない断絶系のこの二系図は、清衡が作成させたいわば供養系図ではあるまいか。存続系の系図が自家のアイデンティティを確認するための系図だとすると、断絶系の系図は一種の過去帳のような機能をもつ供養のための系図ではないだろうか。

この想定が正しいとすれば、系図の作者は「願文」と同じく藤原敦光である可能性が高い。なぜならば、吉弥侯部氏系図の「吉弥侯部小金」の傍注に「俘囚長／弘仁二年四月丁卯外従五位下／褒勇取也」とあるが、これは明らかに『日本後紀』の「弘仁二年四月(中略)丁卯、陸奥国外人外正六位下志太連宮持、俘吉弥侯部小金授外従五位下。褒勇取也」を下敷きにしているからである。陸奥国府の官人ですら、『日本後紀』を参照できたかどうか疑わしい。中央にあって、日常的に文章作成に携わり、平泉藤原氏とも縁をもっている人

物というのが系図の作者像になるが、敦光のような有資格者はほかにそう多くはいないだろう(論者は、『中尊寺供養願文』も含めて、敦光が平泉に一時的に下って作成した可能性もあると考えている)。

このような推論の組み立てに無理がないとすれば、平安後期などという比較的古い成立時期の系図が信頼のおける状態で伝来した環境としては、中尊寺である可能性がもっとも高いということになる。

\* \* \*

出羽山北清原氏系図を収載するのは「系図纂要」と「諸系譜」で、吉弥侯部氏系図を収載するのは「諸系譜」である。横山勝行(一九九五)によると、『諸系譜』の編者については、『帝國図書館和漢書書名目録 第四編』(国会図書館)で鈴木真年の名が挙げられているがそれは誤りで、中田憲信が編者であるとのことである。鈴木も中田も明治初期に当時の司法省に勤務し、中田は先輩である鈴木から系譜学を学んだらしい(土地所有権の紛争解決などに系図が使用されたものと推測される)。そして中田が最終的にまとめた『諸系譜』も、鈴木が含まれているようだ(つまり転写)。鈴木らが参考にした系図類は当然近世のものであるはずで、寛永や寛政の大系図編纂の余波を受けたもの——系図保存の機運という時代の空気を吸ったもの——が含まれているであろうことは容易に推測できる。自家の格上げを図ろうとする大名家ならばいざしらず、司法省の役人とい

う立場から見ても、鈴木や中田が先行の系図を恣意的に改竄することは考えにくく、地域別や家別に整理したり乱丁を正したりする程度の編纂作業を行ったのだろう。この『諸系譜』の中身そのものは、少なくとも近世のどの時点かまでは遡れるものとみてよい。

そして、近世に収集された信頼のおける系図として知られているのが、丸山可澄編『諸家系図纂』である。これも、雄松堂のマイクロフィルム版『諸家系図史料集』に収められている。ただし、残念ながら、丸山可澄の『諸家系図纂』には出羽山北清原氏系図と吉弥侯部氏系図は収められていない。しかし、丸山可澄が収集した系図は、『諸家系図纂』に収載されたものに留まらないようだ。ここで、丸山可澄が収集した系図類の中に、出羽山北清原氏系図と吉弥侯部氏系図が存在した可能性について考えてみる。

横山勝行（一九九五）や佐藤博（二〇〇六）が紹介しているように、丸山可澄は明暦三年（二六五七）に水戸藩士の子として常陸国久慈郡土木内村に生まれた。十八歳の延宝二年（二六七四）に江戸の彰考館に入って史官物書となり、五十七年もの史官生活を送っている。その丸山が、二度の大旅行を経験している。一度目は貞享二年（二六八五）の九州・中国・北陸方面の旅で、二度目は元禄四年（二六九二）の東北方面の旅である。後者の旅は、丸山自身の手によって『奥羽道記』という紀行文にまとめられている。

今のわれわれの最大関心事は、丸山が中尊寺に立ち寄ったのか、そこで資料収集のようなことを行っているのか、ということである。『奥羽道記』は、村松友次によって『都のつと』はなひ草大

全」とともに古典文庫・第五八三冊（一九九五）として刊行されている。これによると、丸山は元禄四年四月十三日に、たしかに中尊寺に立ち寄っている。光堂（金色堂）の中で「清衡太刀」「秀衡太刀」「義経脇指」、清衡・基衡・秀衡の「棺」を見学している。そしてそのあと経蔵に入り、経典以外に「天治三年より代々秀次公までの文書数通」（原記録文、以下同じ）を見ている。天治三年は、清衡の没する前年の一一二六年である。それ以降の文書があったという。そして、「院主改補ならびに田嶋の禁制等の文書」を写している。また、「東鑑第九より清衡以来の事共の抜書一冊」もあったという。史官に勤務して十八年目の丸山が、それらの文書や「吾妻鏡」に無関心であったとは考えにくい（毎日宿泊地を移す旅なのでその場で二系図を筆写する時間はなかっただろう。その日は資料目録だけ作成しておいてあとから二系図を取り寄せたのではないか）。丸山可澄は彰考館（一）本『陸奥話記』を写したことも知られていて（笠原治（一九六六））、丸山が前九年後三年のころの東北史に関心を抱いていたことの傍証になる。

藤原清衡が、断絶した出羽山北の清原氏と吉彦氏のために供養系図を一一二〇年代に作成したとして、それがそのまま中尊寺の経蔵に眠り続け、五七〇年ほど経て丸山可澄の目に触れることになったのではないかという推測である。そして、近世から明治にかけての系図学者たちの手で何度か転記され、この二系図はわれわれの手元にはさほど外庄による変形を加えられることなく届けられたのではないだろうか。

## 八 興味深い清原氏伝承を含む三系図の紹介

前節までで、述べるべきことの大半は指摘し終えた。蛇足ながらこの節では、史料としての信憑性は低いものの、伝承資料としての価値を有すると思われる三系図について簡単に紹介しておくこととする。これらについても、本稿の末尾に影印版と翻刻を掲載した。

### 1 清原成衡討死系図

第三節の分類で第六類に属する「諸系譜」巻一四第二号(25)は、横山勝行(一九九五)の目録では清原氏系図と称している。しかしそれでは内容がわかりにくいいため、この系図の最大の特徴をとって清原成衡討死系図と呼ぶことにする。清原成衡は、真衡に子がいなかったために海道平氏から迎えられた養子で、『後三年記』では(11欠失部)の真衡館合戦で「城中頗る危く、寄手の清衡・家衡、利を得たる間、大守義家朝臣、自ら利兵を率ゐて発向ありて、成衡を扶けらる。」とあるのを最後に、物語から忽然と姿を消す。つまり、その末路はわかっていない(網野善彦(一九八二)は「大中臣氏系図」に出る「海道小太郎業平(坂東平氏歟)」がこの成衡であるとして、下野國氏家の風見の権(館)で討たれた伝承を紹介しているが、取るに足らぬものだろう)。その成衡が金沢柵で討死したとする傍注をもつのが、この清原成衡討死系図である。

光頼の傍注に「住出羽仙北」とあるが、「山北」を「仙北」と表

記するのは室町後期以降と考えられるので、そのことがこの系図の成立時代を示唆している(ただし、段階的に成立したものだとするれば、この内部に古層を認めうる可能性もある)。一般的な出羽山北清原氏の系図が第三類かそれを含みこんだ第四類(いずれにしても深養父の系統)に属するのに対して、この清原成衡討死系図は第一類の祖先に接続させ、(1)(2)(5)(6)(14)に含まれている吉柯―近澄―頼佐―頼貞の部分を援用している。その頼貞が光頼・武則兄弟の父ということである。その部分は強引な付会だとしても、武則以下の人物配置や傍注に見るべきものがあるかどうか、である。

まず、武則の兄に光頼、妹に吉彦秀武母を配置する点は、他の系図と矛盾しない。次に、武則の子に武貞(荒川太郎)、吉彦秀武妻、武忠(斑目次郎)、武道(貝沢三郎)、清衡、武衡(四郎)、家衡(五郎)と並べる点については、明らかに太郎・次郎・三郎・四郎・五郎と揃える意識が働いているものとみられ、とくに清衡・家衡を武則の子とするのは事実と異なる。ただし、血統とは別に、清将軍と仰がれた武則に直結させる(養子扱い)系図もありがちなので、この点では不自然とはいえない。

人名に付された傍注は、『陸奥話記』『後三年記』から学んだものを取り込んでいる。とくに、武衡の傍注に後三年合戦終結の年を「寛治五年」とするのは、東博本系統の『後三年記』の影響を受けている。清衡と家衡の母を同一とする点は問題ないものの、武衡の母までこれらと同じとするところは、明らかな誤りである。

武則や武貞の傍注に、「天喜五年」に頼義の応援に駆け付けた(菅

岡の參陣)とあるがこれは黃海の戦いの年であり、援軍は康平五年のことである。

武道の傍注に康平五年の小松柵合戦で活躍したことが記されているのは「陸奥話記」の記述と一致するが、武貞も康平五年の小松柵合戦で活躍したとする部分は「陸奥話記」にはない。在地の伝承だろうか。

このように玉石混交の感のある系図だが、注目すべき点が三つある。一点目は、武忠の傍注に「斑目次郎／号吉美侯」とある点である。清原武忠なる人物は、本稿で重要な系図として紹介している出羽山北清原氏系図では武則の子として、また吉弥侯部氏系図では秀武の弟として記されている。つまり、清原氏と吉彦氏とにまたがる人物なのである。出羽山北清原氏系図の武忠に傍注はないが、吉弥侯部氏系図の武忠には「斑目次郎／母同」とあり、秀武と母が同じ(清原武頼女)であることが知られる。これによると、武忠は本来吉彦氏の間(父は武宗)で、のちに武則の養子になったということだろう。このような事情を、清原武衡討死系図の武衡の傍注「号吉美侯」が反映しているようにみえる。武忠について、このような情報を記した系図は、ほかに存在しない(武忠の登場する系図自体がこの二系図しかない)。

注目すべき点の二点目は、前九年終結時の藤原清衡を「櫛櫛之内」と記している点である。通説では、この時の清衡を七歳とするのが一般的である。それは、「中右記目録」大治三年(一一二八)七月二十九日条の「去十三日、陸奥住人清平卒去云々<sup>十三</sup>」による。も

ちろん「中右記」を重視すべきだろうが、気になるところである。注目すべき点の三点目は、この系図の名称として採用したように、成衡の傍注に特異な情報が記されていることである。これを訓読すると、

源義家に従ひて戦死す。寛治四年五月九日、金沢城に於いて討死す。

となる。これら一連の系図はかなりの悪筆で、「五月九日」の「五」が「七」や「十」の可能性もある。「前太平記」卷三六に「成衡討死事」があり、これによると成衡は寛治四年八月七日に金沢城で討死を遂げているので、この系図は「前太平記」の影響を受けているのかもしれない。

## 2 清原氏近世伝承系図

第三節の分類で第六類に属する「諸系譜」卷三一・第一号 清原氏光頼流系図(大島山)(33)と「諸系譜」卷三一・第二号 清原氏武則流系図(荒川)(34)の二系図は、横山勝行(一九九五)の目録で別々の系図として掲げられたものであるが、同じ一丁の紙面の中に、しかも上下二段のうちの下段の隅に記された小部のものであるので、本稿末尾では二系図の影印版を一括して掲載し、翻刻した。この二系図をまとめて「清原氏近世伝承系図」と呼ぶことにする。これは、「諸系譜」卷三一の高氏の系図の中に一丁分だけ乱丁のように清原氏の系図が紛れ込んだものである。いかにも近世ごろに作

成された系図とみられるが、この二系図より紙面の右にある山北(仙北)三郡に関する記述も有益であると思われるので、これらも一括して掲載した。

とくに、この二系図の直前に、「羽州仙北二」と題して、

荒川 逆志方 吉彦 新方

貝沢 深江 大村 大鳥山 沼

と記した部分は、山北三郡の地域ないしは有力氏族を列記したものとみられる。この二系図の紙面の上段には「寛永の比」という文言も見えるので、この系図は近世中期の認識を反映したものとみられるが、重要であることには変わりない。

『陸奥話記』に出る(菅岡の七陣)の面々の字名である逆志方、荒川、新方、斑目、貝沢について、遠藤巖(一九八六)は、『古代社会政治思想』二二九頁頭注および新野直吉『古代東北の覇者』に拠って「秋田郡の四周境に一人ずつ、山北三郡に一人ずつという対応関係を示して」と考え、「秋田城を支える地方豪族軍として位置づけられていた人々」と想定したが、右の記述が信頼しうるものとすれば遠藤論は再考を迫られることになる。逆志方(先行説では秋田郡西端の小鹿島)も、新方(同じく秋田郡北部の八郎湯東辺)も、斑目(同じく秋田郡東端の斑目)も、山北三郡の地名ないしは有力氏族ということになるのではないか(唯一無二の地名というものはあまりなく、他所の地名が山北三郡にも存在するということはありえたのではないか)。つまり先行説では清原氏の勢力を出羽国の大半に及ぶものとして大規模に捉え、その拠点を秋田城だ(あるいは拠点が秋田城にも

ある)と想定したのに対して、右の「羽州山北二」に従えば清原氏の勢力圏は山北三郡に限られ、その拠点もおそらく大鳥井山城ということになる(秋田城との二重拠点ではなく一極)。武則の父武頼の代から山北入りしたのだとすれば、後者の想定のほうが妥当性があるように思われる。このように、出羽山北清原氏の像が大きく異なることになる。

また、「羽州仙北二」の直前に「義家ハ長曆二十七日生」と読めるところがあるが、『前太平記』巻二六に「長曆二年七月十四日」とあるのと一致する。板垣俊一(一九八八)によれば、『前太平記』の成立は「貞享年間から元禄の初期あたり」(二六八四〜九二)のことである。

系図そのものについては、前者系図の「頼定」の傍注に「橋子」と判読すべきか、橋氏と何らかの関係があるようにみられる点が注目される。後者系図は、「久清」とあるのは「公清」の誤写とみられ(「臣清太郎」と読める部分は他系図では「新清太郎」、清衡の子に武衡・家衡をつないでいる点は、荒唐無稽というほかない)。

## 九 おわりに

以上述べてきたことをまとめると、次のようになる。

1. これまでほとんど知られていなかった出羽山北清原氏関係の系図があり、そのなかの出羽山北清原氏系図と吉弥侯部氏系図(いずれも「諸系譜」巻一四所収)は、信頼のおける史料

として扱ってよい。

2、これまでも出羽山北清原氏の祖を、元慶の乱で秋田城司として活躍した令望とする説があった(ただし史料的な裏付けがなかった)が、出羽山北清原氏系図はその空白部分を埋める史料となる。

3、清原令望以前の長統という人物の存在まで明らかになり、中級官人として俘囚の管理を含む辺境経営に当たっていたことが明らかになった。

4、この清原氏の山北入りは意外にも遅く、光頼・武則兄弟の父である武頼の代であったことがわかったし、「俘囚長」となったのも武頼が最初であることがわかった。

5、吉弥侯部氏系図は出羽山北吉彦氏に関する初めて知られる系図で、出羽山北清原氏系図と同じ事実認識のもとに作成されたとみられる。

6、この吉彦氏は陸奥国新田郡に居住していた移民系の俘囚である可能性があり、弘仁二年の吉弥侯部小金のころから北奥の蝦夷鎮定に活躍していたことがわかった。

7、吉彦秀武が「郡司少領」で「(外)從六位下」であったことや、その父武宗や祖父武信の名前も判明し、それぞれ雄勝郡の大領や少領を務めていたことが明らかになった。

8、これらのほか、武忠が吉彦秀武の弟として生まれ、清原武則の養子になったことや、清原武則の妹が橘氏に嫁して貞頼を生んだことなど、前九年・後三年を理解するうえで有益な

情報がこの二系図に含まれていることがわかった。

従来の古代東北史の研究は出羽よりは陸奥、清原氏よりは安倍氏、山北三郡よりは奥六郡のほうに重点が置かれる傾向が強かった。冒頭で述べたように、今さらこの二系図が「出現」したなどという言い方をするのはおこがましいが、そう表現するに値するだけの衝撃があることは間違いない。諸方面でのこの二系図の活用を期待したい。

## 謝 辞

影印の掲載および翻刻をご許可くださった国立国会図書館ならびに雄勝堂書店に篤く御礼申し上げる。

## 参考文献

- 網野善彦(一九八二)「桐村家所蔵「大中臣氏略系図」について」茨城県史研究 48号
- 磯貝正義(一九八三)「擬郡司」『国史大辞典』東京：吉川弘文館
- 板垣俊一(一九八八)『前太平記』上「解題」東京：図書刊行会
- 板橋 源(一九八三)「清原氏(二)」『国史大辞典』東京：吉川弘文館
- 遠藤 巖(一九八六)「秋田城介の復活」『東北古代史の研究』東京：吉川弘文館
- 及川真紀(二〇〇七)「白鳥館遺跡とその周辺」『平泉・衣川と京・福原』東京：高志書院
- 太田亮著・丹羽基次編(一九七四)『新編姓氏家系辞書』東京：秋田書店

- 大塚徳郎 (一九八四) 「みちのくの古代史—都人と現地人—」東京：刀水書房
- 大町 健 (一九八六) 「日本古代の国家と在地首長制」東京：校倉書房
- 神谷正昌 (二〇〇五) 「叙位・叙勲」『歴史学事典12 王と国家』東京：弘文堂
- 川島茂裕 (一九九八) 「中尊寺供養願文の研究史と毛越寺説(2)——中尊寺供養願文と毛越寺の研究(3)——」『富士大学紀要』第31巻第2号
- 佐藤 博 (二〇〇六) 「奥羽道記の紹介——水戸黄門の家臣 丸山可澄の津軽紀行——」『東奥文化』77号
- 庄司 浩 (一九七七) 「辺境の争乱」東京：教育社
- 竹内理三 (一九六五) 「日本の歴史6 武士の登場」東京：中央公論社／新装版一九七二／文庫版一九七三など
- 長島榮一 (二〇一二) 「初期官衙の成立と移民・移動」『講座東北の歴史 第一巻「争いと人の移動」』
- 新野直吉 (一九七四) 「古代東北の覇者」東京：中央公論社
- 新野直吉 (一九七八) 「古代東北史の人々」東京：吉川弘文館／新装版二〇〇九
- 野中哲照 (二〇一三) 「吉彦秀武の実像——二人の「荒川太郎」の関係を軸に——」『鹿児島国際大学国際文化学部論集』14巻1号
- 野中哲照 (二〇一四) 「後三年の戦後を読む——吉彦一族の滅亡と寛治六年清衡合戦——」『鹿児島国際大学大学院学術論集』第5集
- 宝賀寿男 (一九八六) 「古代氏族系譜集成 上」大阪：古代氏族研究会
- 宝賀寿男 (一九九六) 「奥州合戦の吉彦秀武一族」『歴史研究』420号
- 八木光則 (一九九六) 「蝦夷社会の地域と自立性——陸奥を中心として——」『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』東京：名著出版
- 山口英男 (一九九三) 「擬任郡司」『日本史大事典2』東京：平凡社
- 横山勝行 (一九九五) 「マイクロフィルム版『諸家系図史料集』解題目録」東京：雄松堂出版
- 米田雄介 (一九七六) 「郡司の研究」東京：法政大学出版社
- 笠 英治 (一九六六) 「陸奥話記校本とその研究」東京：桜楓社
- 渡辺直彦 (一九七二) 「日本古代官位制度の基礎的研究」東京：吉川弘文館／増訂版一九七八／新装版二〇一二
- 渡辺直彦 (一九八三) 「勲位」『国史大辞典』東京：吉川弘文館

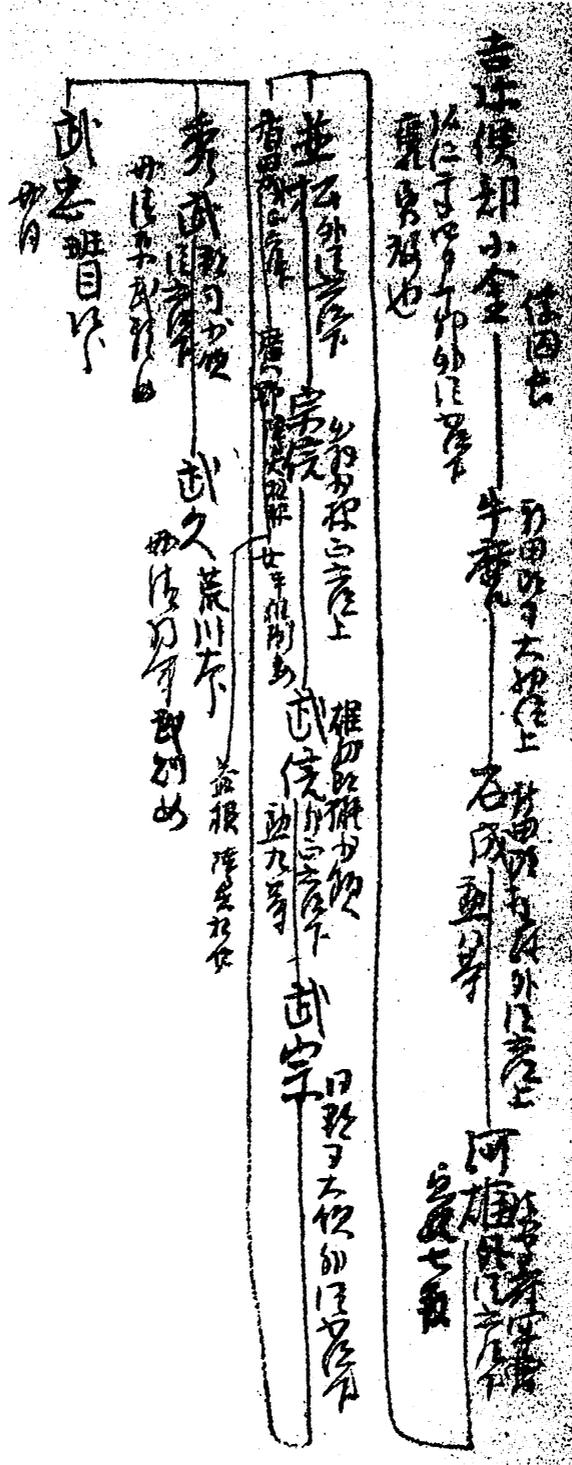
# 資料紹介

- 1、出羽山北清原氏系図
- 2、吉弥侯部氏系図
- 3、成衡討死系図
- 4、清原氏近世伝承系図

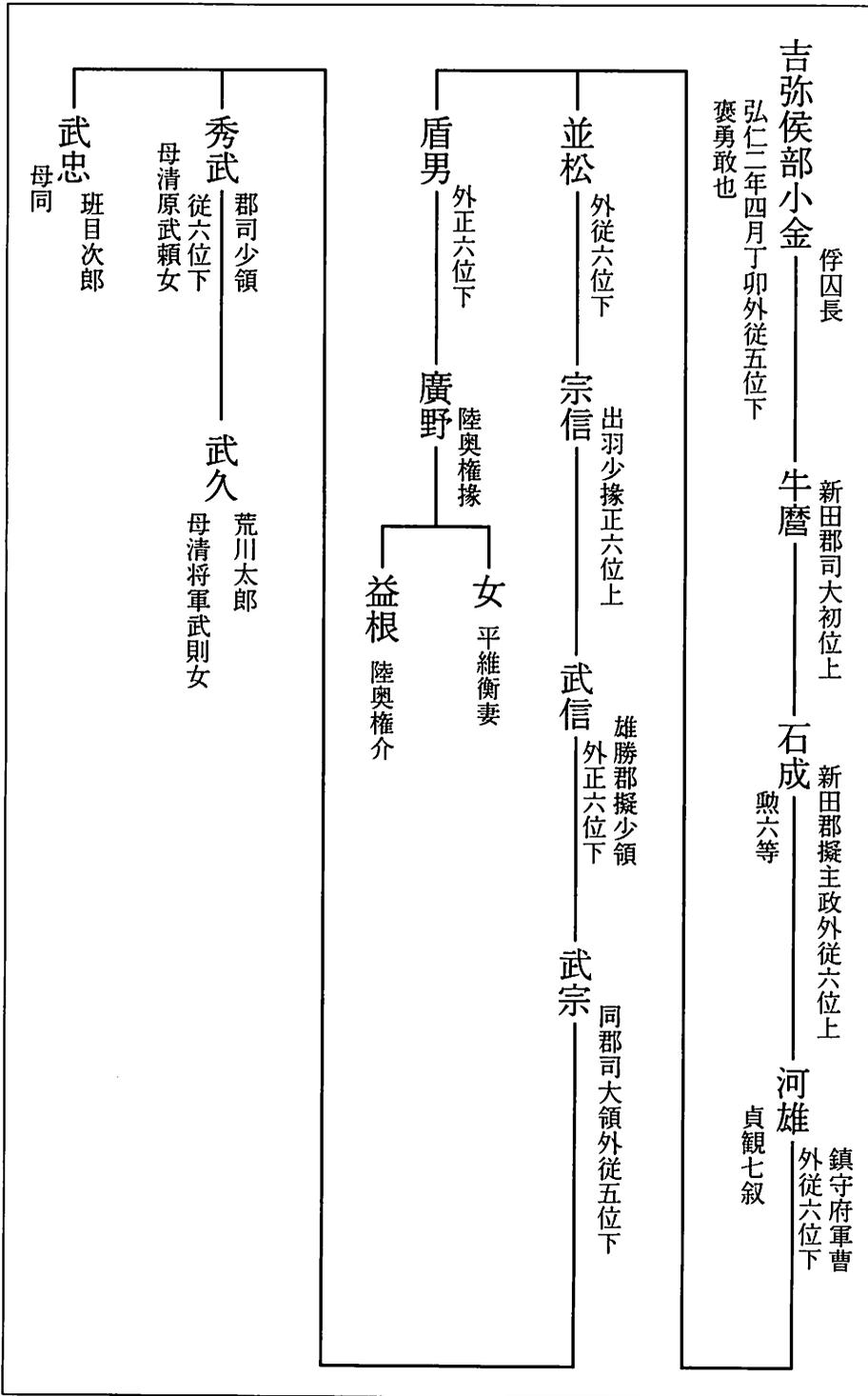




2、吉弥侯部氏系図〔諸系譜〕卷一四・第四号 吉弥侯部氏系図(27)



〔翻刻〕





〔翻刻〕吉彦にキミコと振るべきルビをミキコとしているのは、最終的な転写者中田靈信の単純な誤写だろう。  
○印のころは未判読。大方のご批正ご教示をお願いしたい。

又

清原真人吉柯 — 伊賀守従五位下 周防守 能登守  
— 近澄 — 頼佐 — 頼貞

光頼 — 大鳥山太郎  
住出羽仙北 頼遠

武則 鎮守府將軍

天喜五年丁酉九月安倍頼時征伐  
之時武則牽兵援將軍家而武功多也  
因其賞領奥六郡

女子 吉彦秀武母

武貞 荒川太郎 真衡 海東小太郎  
成衡 從源義家戰死

天喜五年同父清將軍  
康平五年八月小松柵  
合戰大武功  
寬治四年五月九日於金沢  
城討死

女子 吉彦秀武妻

武忠 班目二郎  
号吉美侯

武道 貝沢三郎  
康平五年小松柵夜軍与同○○九○○將軍方武功

清衡 実亘理権大夫藤原経清子  
父経清為安倍頼時被討時清衡在襦袢之内其妻○有之○頼義將軍○  
為武則之妻

武衡 四郎 母同清衡  
寬治五年辛未十月義家將軍出陣于出羽国十一月十四日夜金沢落城而意  
為虜十五日為大宅光房被斬

家衡 五郎 母同  
十二月十六日為縣小二郎次任被射殺

4、清原氏近世伝承系図「諸系譜」卷三一・第一号 清原氏光賴流系図（大鳥山）（33）、  
「諸系譜」卷三一・第二号 清原氏武則流系図（荒川）（34）

白鷹之山より下りて城戸院  
 教之妻人 同三人 手書  
 公時子と 之光 妻 手書  
 長山 之 子 之 子 之 子  
 法承 子 子 子 子 子 子  
 乃芳仙址  
 荒川 匠志方 之 妻 乃芳  
 具 恒 留 以 存 有 意 以  
 妻 乃 仙 址 子 子 子  
 武則 匠 匠 匠 匠 匠  
 之 子 子 子 子 子  
 乃 乃 乃 乃 乃

〔翻刻〕○印の所は未判読。大方のご校正ご教示をお願いしたい。

正暦元年三月大江山賊退治

之時

頼光五十八 綱三十八 季武四十  
 公時三十六 定光三十七 保昌五十八

義家八長暦二七十四日生  
(寛治二年カ)

鎮守府將軍八定越高○五

羽州仙北二

荒川 逆志方 吉彦 新方

具沢 深江 大保 大鳥山 沼

光頼仙北 橘子 頼定 大鳥山太郎  
真人

武則臣清太郎 久清

○貞(武カ) 荒川太郎 真衡

清衡 武衡

家衡